

香川県報



号外

平成17年

8月1日(月曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規則

●香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

（健康福祉総務課）

一

規則

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第七十九号

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年香川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「一の項の（一）から（十）」を「一の項の（一）から（十三）」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「一の項の（二十三）」を「一の項の（二十五）」に、「五十戸」を「三十戸」に、「五十室」を「三十室」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「一の項の（二十一）及び（二十二）」を「一の項の（二十三）及び（二十四）」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「一の項の（十八）から（二十）まで及び（二十四）」を「一の項の（二十）から（二十二）まで及び（二十六）」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「一の項の（十五）から（十七）まで」を「一の項の（十八）及び（十九）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「一の項の（十一）から（十三）まで」を「一の項の（十七）」に、「当該建築物の用途に供する部分の床面積（以下「用途面積」という。）」を「用途面積」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 別表第一の一の項の（十四）及び（十五）に掲げる建築物のうち、当該建築物の用途に供する部分の床面積（以下「用途面積」という。）が百平方メートル以上のもの

三 別表第一の一の項の（十六）に掲げる建築物のうち、用途面積が二百平方メートル以上のもの

第十五条第一号中「（首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び新東京国際空港公団を除く。）」を削る。

別表第一の一の項の（二）中「隣保館」の下に「（以下「児童福祉施設等」という。）」を加え、同項の（五）中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改め、同項の（十）中「含む」を「含み」（十一）に掲げるものを除く」に改め、同項の（十一）から（二十四）までを次のように改める。

（十一） 盲学校、聾学校又は養護学校

（十二） 病院又は診療所（以下「病院等」という。）

（十三） 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

（十四） 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これに類するサービス業を営む店舗

（十五） 飲食店その他これらに類するもの

（十六） 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は卸売市場（以下「百貨店等」という。）

（十七） 公衆浴場

（十八） 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（以下「劇場等」という。）

（十九） 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。以下「自動車車庫」という。）

（二十） 展示場

（二十一） ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）

（二十二） ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）

(二十二) 体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設又は遊技場(以下「体育館等」という。)

(二十三) 法律事務所、会計事務所、建築士事務所、宅地建物取引業を営む事務所その他これらに類するサービスを営む事務所(以下これらを「事務所」という。)

(二十四) 工場(見学のための施設を有するものに限る。)

別表第一の一の項の(二十四)の次に次のように加える。

(二十五) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(以下「共同住宅等」という。)(の共用部分(二十六)(一)から(二十五)までに掲げる建築物の用途のうち二以上の用途に供する部分が存する建築物)(二以上の用途に供する部分が明確に区画され、かつ、出入口、廊下その他の建築物の主要な部分を共用しないものを除く。)(の共用部分

別表第一の二の項を次のように改める。

二 公共交通機関 関の施設	次に掲げる施設で一の項の建築物以外の部分 (一) 鉄道事業法第八条第一項に規定する停車場のうち駅 (二) 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第六項に規定するバスターミナル (三) 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第一条第五項第七号に規定する旅客施設 (四) 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第一条第一項に規定する空港
------------------	---

別表第二の一の表の一の項を次のように改める。

一 利用円滑化 経路	(一) 1から3までに掲げる場合には、それぞれ1から3までに定める経路のうち一以上を、障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)(とすること。 1 公共的施設に、多数の者(公共的施設を利用し、当該
---------------	--

施設においてサービスの提供を受ける者に限る。以下同じ。)(が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する室及び改札口(以下「利用居室等」という。)(を設ける場合、道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)(から当該利用居室等までの経路

2 公共的施設又はその敷地に車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)(が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)(を設ける場合、利用居室等(当該公共的施設に利用居室等が設けられていないときは、道等。3において同じ。)(から当該車いす使用者用便房までの経路

3 公共的施設又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)(を設ける場合、当該車いす使用者用駐車施設から当該利用居室等までの経路

(二)

利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。

1 当該利用円滑化経路上に階段(学校等、事務所及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあるものを除く。)(又は段を設けないこと。ただし、傾斜路(その踊場を含む以下同じ。)(若しくは昇降機を併設する場合又は用途面積二千平方メートル未満の建築物であつて上下階をつなぐ階段に人的補助等の手段が講じられている場合は、この限りでない。

2 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。

イ 幅(内法をいう。以下「有効幅」という。)(は、八

十センチメートル（直接地上へ通じる出入口にあっては、九十センチメートル）以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

3 当該利用円滑化経路を構成する廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）は、二の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。

イ 有効幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの回転に支障のないものとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分と設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

4 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり又はこれに併設するものに限る。）は、四の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。

イ 有効幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さ十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

二 縁端部には、高さ五センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。

5 当該利用円滑化経路を構成する昇降機（6に定めるものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造であること（用途面積の合計が二千平方メートル以上の建築物（学校等、事務所及び工場並びに共同住宅等の共用部分を除く。）に限る。）。

イ かこ（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ かこ及び昇降路の出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ かこの奥行き（内法をいう。以下同じ。）は、百三十五センチメートル以上とすること。

二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その有効幅及び奥行きは、それぞれ百五十センチメートル以上とすること。

ホ かこ内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ かこ内に、かこが停止する予定の階及びかこの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかこの昇降方向を表示する装置を設けること。

チ かこの床面積は、一・八三平方メートル以上とすること。

リ かこは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

ヌ かこ内には、かこ及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。

ルかご内には、手すりを設けること。

ヲ 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあつては、イからルまでに定めるもののほか、次に定める構造であること。ただし、昇降機及び昇降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

イ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

ii かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造であること。

iii かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

6 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機(以下「車いす使用者用特殊構造昇降機」という。)は、次に定める構造であること。

イ エレベーターにあつては、次に定める構造とすること。

i 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものとすること。

ii かごの床面積は、〇・八四平方メートル以上とすること。

iii 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要があ

る場合にあつては、かごの床面積が十分に確保されていること。

ロ エスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものとすること。

7 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、十五の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。

イ 幅員は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 傾斜路は、次に定める構造とすること。

i 幅員は、百二十センチメートル(段を併設する場合にあつては、九十センチメートル)以上とすること。

ii 勾配は、十二分の一(傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合にあつては、八分の一)を超えないこと。

iii 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内(ことに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

iv 縁端部には、高さ五センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。

(三) (一) 1に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(二) 7に定めるところによることが困難で

ある場合における(一)及び(二)の適用については、(一)中「道又は公園、広場その他の空地」以下「道等」という。「(一)」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。

別表第二の一の表の二の項中「廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。))を「廊下等」に改め、同項の(二)を次のように改め、同項の(三)から(五)までを削る。

(二) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。))の上端に近接する廊下等の部分(多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。))には、点状ブロック等(視覚障害者に対し、段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。))を敷設すること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合並びに学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあつては、この限りでない。

- 1 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 2 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 3 主として自動車の駐車用に供する施設に設けるもの

別表第二の一の表の三の項中「不特定かつ」及び「自動車車庫」を削り、同項の(四)中「踏面」の下に「の端部」を加え、同項の(六)を次のように改める。

(六) 階段の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 主として自動車の駐車用に供する施設に設けるもの
- 2 段がある部分と連続して手すりを設けるもの

別表第二の一の表の四の項を次のように改める。

四 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。))は、次に定める構造(学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあつては、(一)から(三)に定める構造)とする。

- (一) 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (三) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

(四) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。))には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当するものである場合には、この限りでない。

- 1 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの
- 2 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に踊場が近接するもの
- 3 主として自動車の駐車用に供する施設に設けるもの
- 4 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

別表第二の一の表の五の項の(一)中「不特定かつ」を削り、同項の(一)の1を次のように改める。

1 車いす使用者用便房が設けられていること。

別表第二の一の表の五の項の(二)の次に次のように加える。

(三) 集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。))、劇場等、展示場、ホテル等、体

育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設の用に供する建築物並びに二の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル未満のものを除く。)(内には、次に定める構造の便所を一以上(男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれ一以上)設けること。

- 1 乳幼児を座らせることができる設備(以下「乳幼児用いす」という。)(のある便房を一以上設けること。
- 2 乳幼児用ベッドを設けること(便所以外の場所に設ける場合を除く。)
- 3 乳幼児用いす又は乳幼児用ベッドを設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

(四) 集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。)、劇場等、展示場、体育館、水泳場、ポーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに二の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートル未満のものを除く。)(内には、次に定めるオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。)(のための設備を設けた便房を一以上(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ一以上)設けること。

- 1 オストメイト対応の洗浄装置付汚物流し
- 2 給湯設備
- 3 二以上の衣服を掛けるための金具
- 4 1から3に掲げる設備のほかオストメイトに対応した設備
- 5 オストメイト対応の設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

別表第二の一の表の六の項中「公衆浴場」を「児童福祉施設等、公衆浴場」に、「浴室」を「浴室(寝室又は」に改め、同表の九の項の(二)の2を次のように改める。

- 2 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路を設けること。
- イ 有効幅は、百二十センチメートル(段を併設する場合にあっては、九十

センチメートル)以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一(傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合にあっては、八分の一)を超えないこと。

ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

別表第二の一の表の十一の項中「不特定かつ」を削り、同表の十二の項の(二)を次のように改める。

(二) (一)の公衆電話台に通ずる出入口を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- 1 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。
- 2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

別表第二の一の表の十三の項の(一)中「とす」を「とし、必要に応じて図、記号又は外国語による表示を行う」に改め、同表の十四の項の(一)中「不特定かつ」を削り、同項の(二)の1中「車いす使用者用駐車施設へ通ずる」の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(三)に定める構造の駐車場内の通路並びに十五の項の(一)及び(二)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)(を「一の項の(一)の3に定める経路」に改め、同項の(二)の3中「旨を」の下に「立看板等の」を加え、同項の(三)を削り、同表の十五の項を次のように改める。

十五 敷地内の多数の者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

- (一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (二) 段を設ける場合においては、当該段は、三の項の(一)から(五)までに定める構造に準じたものとする。
- (三) 排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。
- (四) 傾斜路のうち、勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (五) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通

路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

別表第二の一の表の十五の項の次に次のように加える。

十六 視覚障害者利用円滑化経路

- (一) 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備（点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。）
- (二) において同じ。（）を設ける場合においては、道等から当該案内設備までの経路（多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの限り、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあるものを除く。）のうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 1 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
 - 2 建築物の内にある当該建築物等を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が（二）に定める基準に適合するもの
- (三) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とする。
 - 1 線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

十七 授乳場所

- 2 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。
 - イ 車路に近接する部分
 - ロ 段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。
 - i 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分
 - ii 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分
 - iii 段又は傾斜のある部分と連続して手すり^ニが設けられている踊場の部分

十八 券売機

- 券売機を設ける場合（二の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物内に設けるものに限る。）においては、次の基準に適合する券売機を一以上設けること。
 - (一) 金銭投入口及び操作ボタンは、高さ等について、車いす使用者の利用に配慮したものとすること。

- (二) 点字による表示を行うこと。
- (三) 券売機の前方又は横方向は、車いす使用者が接近できる水平スペースを確保すること。

別表第二の二の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、同表の三の項の(二)中「四の項」を「三の項」に改め、同項の(三)中「直接地上へ通ずる一の表の一の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる一の表の一の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の一の表の一の項に定める構造の各出入口又は各乗降場に至る経路のうち、それぞれ」を「一の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路のうち」に、「五の項」を「四の項」に改め、同項の(三)の1中「百二十センチメートル」を「百四十センチメートル」に改め、同項の(三)の2イを次のように改める。

イ 有効幅は、百二十センチメートル(段を併設する場合にあっては、九十センチメートル)以上とすること。

別表第二の二の表の三の項の(三)の2水中「出入口」を「改札口」に、「五の項」を「四の項」に改め、同項の(三)の2中、ホをリとし、ニをチとし、ハをトとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 勾配は、十二分の一(傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合にあっては、八分の一)を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ホ 縁端部には、高さ五センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。

別表第二の二の表の三の項の(四)中「直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場へ通ずる各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の出入口又は」を「一の項に定める構造の改札口から」に改め、同項を同表の二の項とし、同表中四の項を三の項とし、五の項、六の項、十二の項及び十三の項を削り、十一の項を十三の項とし、同表の十の項中「次の」

を「一の表の十八の項に定める」に改め、同項の(一)及び(二)を削り、同項を同表の十二の項とし、同表中九の項を十一の項とし、同表の八の項中「不特定かつ」を削り、同項を同表の十の項とし、同表の七の項中「不特定かつ」を削り、同項を同表の九の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>四 昇降機</p>	<p>公共交通機関の施設の一の項に定める構造の各改札口から各乗降場に至る経路に高低差がある箇所には、一の表の一の項の(二)の5イからフに定める構造のエレベーターを設けること。</p>
<p>五 プラットホーム</p>	<p>鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。</p> <p>この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きくなるときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>(二) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面とのすき間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を一以上備えること。</p> <p>(三) 排水のための横断勾配は、百分の一を標準とすること。</p> <p>ただし、ホームドア又は可動式ホームさくを設けたプラットホームにあっては、この限りでない。</p> <p>(四) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(五) ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(六) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない</p>

	<p>い場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、プラットホームにホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられた場合又は電気設備がない場合その他技術上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(八) 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口が停止する位置をプラットホーム上に表示すること。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
<p>六 バスターミナルの乗降場</p>	<p>バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(二) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車用の供する場所(以下、「自動車用場所」という。)に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(三) 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p>
<p>七 旅客船ターミナルの乗降用設備</p>	<p>旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備(以下、「乗降用設備」という。)を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(一) 有効幅は、九十センチメートル以上であること。</p> <p>(二) 手すりが設けられていること。</p> <p>(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(四) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p>
<p>八 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋</p>	<p>航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋(航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であつて、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。)は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(一) 有効幅は、九十センチメートル以上であること。</p> <p>(二) 勾配は、十二分の一以下であること。</p> <p>(三) 手すりが設けられていること。</p> <p>(四) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>
<p>別表第二の三の表の(四)を次のように改める。</p> <p>(四) 形式は、原則としてセミフラット形式とし、次に定める構造とする。ただし、セミフラット形式が困難な場合は、マウントアップ形式又はフラット形式とすることができる。</p> <p>1 歩道面は、車道面よりも五センチメートル高くすることを原則とすること。</p> <p>2 歩道に設ける縁石は、車道より十五センチメートル以上高くすることを原則とすること。</p> <p>別表第二の三の表の(六)を(九)とし、(五)を(八)とし、(四)の次に次のように加える。</p> <p>(五) 横断勾配は、二パーセントを標準とすること。ただし、透水性舗装の採用などにより排水が図れる場合には、一パーセント以下とすること。</p> <p>(六) 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>(七) 歩道の巻込部及び横断歩道箇所における歩道と車道の接する部分は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>1 歩道と車道との段差は、二センチメートルを標準とすること。</p> <p>2 歩道のすりつけ部の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。</p>	

別表第二の三の表の二の項を次のように改める。

二 横断歩道	横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さ(分離帯で滞留させる必要がある場合には、その段差は二センチメートルを標準)とする。
--------	--

別表第二の四の表の一の項の(二)中「十二分の一」を「八パーセント」に改め、同表の二の項中「二の表の二の項」を「二の表の一の項」に改め、同表の三の項の(一)の2を次のように改める。

- 2 縦断勾配は、四パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。
- 3 三パーセント以上の縦断勾配が三十メートル以上続く場合は、途中に百五十センチメートル以上の水平部分を設けること。
- 4 横断勾配は、水勾配程度とし、可能な限り水平とすること。

別表第二の四の表の三の項の(一)に次のように加える。

- 7 縁石の切下げ部分は、有効幅員百二十センチメートル以上とし、縁石と路面との段差を二センチメートル以下とし、すりつけ勾配を八パーセント以下とすること。
- 8 必要に応じて手すりを設けること。

別表第二の四の表の三の項の(二)の3イ中「九十センチメートル」を「百二十センチメートル」に改め、同項の(二)の3ロを次のように改める。

別表第二の四の表の三の項の(二)の3中二をりとし、八をチとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 横断勾配は、水勾配程度とし、可能な限り水平とすること。
- ニ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五セ

ンチメートル以内ごとに百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
ホ 傾斜路のうち、高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が五パーセントを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
ト 縁端部には、高さ五センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。

別表第二の四の表の四の項の(一)及び(二)中「不特定かつ」を削り、同表の五の項中「二の表の十の項」を「一の表の十八の項」に改め、同表の七の項の(一)中「不特定かつ」を削り、同項の(二)の2を次のように改める。

- 2 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- 3 車いす使用者用である旨を立看板等の見やすい方法により表示すること。
- 別表第二の四の表の七の項の(三)を次のように改める。

- (三) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、次に定める構造とすること。
- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 2 段を設ける場合においては、当該段は、一の表の三の項の(一)から(五)までに定める構造に準じたものとする。
- 3 排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。
- 4 幅員は、百二十センチメートル以上とすること。
- 5 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- イ 幅員は、百二十センチメートル(段を併設する場合にあっては、九十センチメートル)以上とすること。
- ロ 勾配は、八パーセント(傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合にあっては、十二・五パーセント)を超えないこと。
- ハ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五セ

ンチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ 傾斜路のうち、勾配が八パーセントを超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が五パーセントを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

ヘ 縁端部には、高さ五センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。

ト 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

別表第三の公共交通機関の施設の項中「敷地内における出入口、駐車場」を「改札口、乗降場」に、「並びに出入口、駐車場」を「並びに改札口、通路、階段、昇降機、便所、乗降場」に改める。

第一号様式中「旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の延べ面積」を「施設面積」に改める。

第二号様式(その一)から同様式(その四)までを次のように改める。

第2号様式(その1) (第5条、第7条、第11条関係)

整備項目表(建築物)

1 利用円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
利用円滑化経路	1 道等から利用居室等までの経路	有・無		
	2 車いす使用者用便房から利用居室等までの経路	有・無		
	3 車いす使用者用駐車場から利用居室等までの経路	有・無		
利用円滑化経路の構造	階段又は段の有無*	有・無		
	(有の場合)			
	傾斜路又は昇降機の併設	有・無		
	2,000㎡未満の建築物で上下階をつなぐ階段の設置(人的補助等の手段が講じられたものに限る。)	有・無		
	出入口の構造	有効幅80cm以上	cm	
		(直接地上に通じる出入口は90cm以上)	cm	
		戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否	
	廊下等の構造	有効幅120cm以上	cm	
		末端付近と50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無	
		戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否	
	傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造	有効幅120cm(階段に併設する場合90cm)以上	cm	
		勾配1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下	1/	
		高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
		縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	
	昇降機の設置(用途面積2,000㎡以上の建築物(学校等、事務所及び工場並びに共同住宅等の共用部分を除く。))	かごは、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	適・否	
		かご及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上	cm	
		かごの奥行き135cm以上	cm	
乗降ロビーは高低差なし、有効幅及び奥行きそれぞれ150cm以上		有効幅 cm 奥行き cm		
かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		有・無		
かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		有・無		
乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置		有・無		

		かごの床面積1.83㎡以上	㎡	
		かごは車いすの転回に支障がない構造	適・否	
		かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡の設置	有・無	
		かご内に、手すりの設置	有・無	
		多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機の設置（上記規定ほか）**	有・無	
		かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無	
		かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造	有・無	
		かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無	
特殊な構造又は使用形態の昇降機の設置	エレベーター	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否	
		かごの床面積0.84㎡以上	㎡	
		車いす使用者がかご内で方向を変更する場合、かごの床面積を十分に確保	適・否	
	エスカレーター	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定するもの	適・否	
敷地内の通路***		幅員120cm以上	cm	
		50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無	
		戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否	
	傾斜路の構造	幅員120cm（段を併設する場合90cm）以上	cm	
		勾配1/12（高さ16cm以下の場合は1/8）以下	1/	
高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置		cm		
	縁端部への5cm以上立ち上がり又は側壁の設置	有・無		

注1 **印の整備基準については、階段にあっては学校等、事務所及び工場並びに共同住宅等の共用部分を除く。

2 **印の整備基準については、自動車車庫に設置するものを除く。

3 ***印の整備基準については、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。

2 廊下等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
廊下等	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	階段又は傾斜路の上端に近接する部分（多数の者が利		

	用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等の敷設(勾配1/20以下のもの、高さ16cm以下で勾配1/12以下のもの又は駐車施設に設けるものを除く。)*	有・無	
--	--	-----	--

注 *印の整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分に設けられる廊下等を除く。

3 階段

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主たる階段	手すりの設置	有・無	
	主たる階段が回り階段でないこと	適・否	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造の段	適・否	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	上端に近接する踊場の部分への点状ブロック等の敷設(駐車施設に設けるもの又は連続した手すりを設けるものを除く。)*	有・無	

注 *印の整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分に設けられる階段を除く。

4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	手すりの設置(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。)	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	傾斜路の色と踊場及び廊下等の色が識別しやすい	適・否	
	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等の敷設(勾配1/20以下のもの、高さ16cm以下のもので勾配1/12以下のもの、駐車施設に設けるもの又は連続した手すりを設けるものを除く。)*	有・無	

注 *印の整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分に設けられる傾斜路を除く。

5 便所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
便所(1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))	車いす使用者用便所の設置	有・無	
	車いす使用者用便所の構造		
	1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	
	2 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸	適・否	
	3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否	
	4 滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	

	洗面器の設置	有・無	
	洗面器の構造		
	1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	
	2 両側への手すり又はこれに類するものの設置	有・無	
	3 操作が容易な水栓器具	有・無	
	便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無	
男子用小便器のある便所（1以上）	両側に手すりのある床置き男子用小便器その他これに類する小便器の設置	有・無	
乳幼児用いす 乳幼児用ベッド （1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））*	1 乳幼児を座らせることができる設備を設置した便房（1以上） 2 乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設置した便所（おむつ替えのできる設備が他に設置される場合を除く。） 3 便房及び便所の出入口に乳幼児用いす又は乳幼児用ベッドの設備が設置されている旨の表示	有・無 有・無 有・無	
オストメイト対応（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））**	1 オストメイト対応の洗浄装置付汚物流し 2 給湯設備 3 衣服を掛けるための金具 4 その他オストメイト対応設備 5 オストメイト対応設備を設置している旨の表示	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	

- 注 1 共同住宅等の共用部分以外の建築物について記入すること。
- 2 *印の整備基準については、用途面積2,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場、ホテル等、体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の用に供する建築物並びに別表第二の二の表で定める公共交通機関の施設に付属する建築物について記入すること。
- 3 **印の整備基準については、用途面積10,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場、体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに別表第二の二の表で定める公共交通機関の施設に付属する建築物について記入すること。

6 浴室

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
浴室（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	脱衣場及び洗い場の出入口の構造		
	1 有効幅80cm以上	cm	
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	
	3 車いす使用者が円滑に利用できる構造の戸	適・否	
	脱衣場、洗い場及び浴槽における手すり等の適切な配置	適・否	
	操作が容易な水栓器具（1以上）	有・無	
	滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	
	洗い場の床面から浴槽の上端までの高さ	適・否	

注 児童福祉施設等、公衆浴場及びホテル等の浴室について記入すること。

7 更衣室及びシャワー室

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
更衣室及びシャワー室 (1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))	更衣室及びシャワー室の出入口の構造	cm 適・否	
	1 有効幅80cm以上		
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造		
	3 車いす使用者が円滑に利用できる構造の戸	適・否	
	車いす使用者用の更衣用区画及びシャワー区画の設置	有・無	
操作が容易な水栓器具	有・無		
	滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	

注 体育館、水泳場、ボウリング場その他のスポーツ施設について記入すること。

8 客室

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
客室(1以上)	出入口の構造	cm 適・否	
	1 有効幅80cm以上		
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造		
	3 車いす使用者が円滑に利用できる構造の戸	適・否	
	車いす使用者が利用できる便所の設置	有・無	
	車いす使用者の利用に配慮した浴室の設置	有・無	
	車いす使用者が円滑に利用できる室内の床面積の確保	適・否	

注 ホテル等について記入すること。

9 客席

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
客席(1以上)	車いす使用者用の席の設置 (有効幅85cm以上、奥行き110cm以上)	有・無	
	車いす使用者用の席に至る通路の構造	cm 有・無	
	1 有効幅120cm以上		
	2 高低差がある場合の傾斜路等の設置		
	傾斜路の構造	cm 1 /	
1 有効幅120cm以上(段併設の場合90cm以上)			
2 勾配1 / 12以下(高低差が16cm以下の場合1 / 8以下)			
	3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	

注 集会場等、劇場等並びに体育館、水泳場及びボウリング場その他のスポーツ施設について記入すること。

10 改札口及びレジ通路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
改札口及びレジ通路 (1以上)	有効幅80cm以上	cm	
	車いす使用者の通路に支障となる段を設けない構造	適・否	

注 集会場等、博物館等、百貨店等、公衆浴場、劇場等、展示場及び体育館等について記入すること。

11 カウンター及び記載台

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
カウンター及び記載台 (1以上)	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm	
	車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	

12 公衆電話台

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
公衆電話台(1以上)	車いす使用者用公衆電話台の設置	有・無	
	公衆電話台に通ずる出入口の構造 1 有効幅80cm以上 2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	cm 適・否	

注 複数の公衆電話台を設ける場合について記入すること。

13 案内板等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
案内板等	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等 (必要に応じて図、記号又は外国語による表示)	適・否	
	必要に応じた点字による表示	有・無	
	視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置	有・無	

14 駐車場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置	有・無	
	車いす使用者用駐車施設の構造 1 利用居室等までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置 2 幅350cm以上	適・否 cm	
	3 車いす使用者用である旨の立看板等による見やすい方法による表示	有・無	

注 共同住宅等の共用部分以外の建築物について記入すること。

15 敷地内の通路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
敷地内の通路	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	段の構造 1 手すりの設置	有・無	
	2 回り段を設けない構造	適・否	
	3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	4 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
	5 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	排水溝へのつえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無	

傾斜路の構造		
1 手すりの設置（勾配1/12超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配1/20超の傾斜がある部分に限る。）	有・無	
2 傾斜路の色と通路等の色との識別	適・否	

16 視覚障害者利用円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
視覚障害者利用円滑化経路	案内設備を設置した場合の視覚障害者利用円滑化経路（駐車施設に設ける場合、又は受付等から出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合を除く。）	有・無	
路の構造 視覚障害者利用円滑化経路	視覚障害者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置	有・無	
	車路に近接する部分に点状ブロック等の敷設	有・無	
	段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設（勾配1/20以下の傾斜部分若しくは高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接するもの又は段若しくは傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。）	有・無	

注 学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分以外の用途について記入すること。

17 授乳場所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
授乳場所	円滑に授乳及びおむつ替えができる場所の設置	有・無	
	授乳用のいす及び乳幼児用ベッド	有・無	
	出入口又はその付近に授乳場所の表示	有・無	

注 用途面積が5,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場、体育館、水泳場、ボウリング場、その他のスポーツ施設の用に供する建築物並びに別表第二の二の表で定める公共交通機関の施設に付属する建築物について記入すること。

18 券売機

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
券売機（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ等	適・否	
	点字による表示	有・無	
	券売機の前方又は横方向に水平スペースを確保	有・無	

注 別表第二の二の表に定める公共交通機関の施設に付属する建築物内に設けるものに限る。

第2号様式(その2) (第5条、第7条、第11条関係)

整備項目表(公共交通機関の施設)

1 改札口

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
改札口(1以上)	有効幅80cm以上	cm	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	
	線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせた敷設又は音声誘導装置の設置等	有・無	

2 通路等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
通路等	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	段の構造		
	1 主たる階段が回り階段でないこと	適・否	
	2 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	3 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
	4 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	5 高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
6 両側への手すりの設置	有・無		
7 上端に近接する通路等及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	有・無		
改札口から乗降場までの経路(1以上)	有効幅140cm以上	cm	
	高低差がある場合の傾斜路等又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	
	傾斜路の構造		
	1 有効幅120cm以上(段併設の場合90cm以上)	cm	
	2 勾配1/12以下(高低差が16cm以下の場合1/8以下)	1/	
	3 高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
	4 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	5 縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	
	6 両側への手すりの設置	有・無	
7 傾斜路の色と踊場及び通路等の色との識別	適・否		
8 上端に近接する通路等及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	有・無		
9 出入口に接する部分の水平の確保	適・否		
	線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせた敷設又は音声誘導装置の設置等	有・無	

3 階段

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
階段	主たる階段が回り階段でないこと	適・否	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
	両側への手すりの設置	有・無	
	上端に近隣する通路等及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	有・無	

4 昇降機

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
エレベーター	エレベーターの設置	有・無	
	エレベーターの構造		
	1 かごは、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	適・否	
	2 かご及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上	cm	
	3 かごの奥行き135cm以上	cm	
	4 ロビーは高低差なし、有効幅及び奥行き150cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	
	5 かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無	
	6 かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	有・無	
	7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有・無	
	8 かごの床面積1.83㎡以上	㎡	
	9 かごは車いすの転回に支障がない構造	適・否	
	10 かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡の設置	有・無	
	11 かご内に、手すりの設置	有・無	
	12 かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無	
13 かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造	有・無		
14 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無		

5 プラットホーム

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
プラットホーム	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいものであること（構造上の理由によりこの間隔が大きい場合は、旅客に対する警告設備を設置）	適・否	
	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面とのすき間・段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、円滑な乗降のための設備を1以上設置	適・否	
	排水のための横断勾配1／100を標準（ホームドア等が設置された場合を除く。）	1／	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	視覚障害者の転落を防止するための設備の設置	適・否	
	プラットホームの線路側以外の端部にさくの設置（旅客が転落するおそれのない場合を除く。）	適・否	
	列車の接近を警告する設備の設置及び音声により警告する設備の設置（ホームドア等が設置されている場合を除く。）	適・否	
	旅客用乗降口が停止する位置の表示（この位置が一定しない場合を除く。）	適・否	

6 バスターミナルの乗降場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
バスターミナルの乗降場	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	乗降場の端部のうち、自動車用場所に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の進入を防止する設備の設置	有・無	
	乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造	適・否	

7 旅客船ターミナルの乗降用設備

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
旅客船ターミナルの乗降用設備	有効幅90cm以上	cm	
	手すりの設置	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	視覚障害者の水面への転落を防止するためのさく等の設置	有・無	

8 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋	有効幅90cm以上	cm	
	勾配1/12以下	1/	
	手すりの設置	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	

9 便所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
便所（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	車いす使用者用便所の設置	有・無	
	車いす使用者用便所の構造		
	1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	
	2 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸	適・否	
	3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否	
	4 滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	
	洗面器の設置	有・無	
	洗面器の構造		
1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無		
2 両側への手すり又はこれに類するものの設置	有・無		
3 操作が容易な水栓器具	有・無		
	便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無	
男子用小便器のある便所（1以上）	両側に手すりのある床置き式男子用小便器その他これに類する小便器の設置	有・無	

10 カウンター及び記載台

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
カウンター及び記載台（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm	
	車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	

11 公衆電話台

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
公衆電話台（1以上）	車いす使用者用公衆電話台の設置	有・無	
	公衆電話台に通ずる出入口の構造 1 有効幅80cm以上 2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	cm 適・否	

注 複数の公衆電話台を設ける場合について記入すること。

12 券売機

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
券売機（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ等	適・否	
	点字による表示	有・無	
	券売機の前方向又は横方向に水平スペースを確保	有・無	

13 案内板等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
案内板等	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じて図、記号又は外国語による表示）	適・否	
	必要に応じた点字による表示	有・無	
	視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置	有・無	

第2号様式(その3) (第5条、第7条、第11条関係)

整備項目表(道路)

1 歩道

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
歩道	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否		
	排水溝へのつえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無		
	幅員200cm以上	cm		
	セミフラット式(困難な場合を除く。)	有・無		
	歩道面は、車道面よりも5cm高	cm		
	歩道に設ける縁石は、車道より15cm以上高	cm		
	横断勾配2%を標準	%		
	縦断勾配5%以下(沿道の状況等により8%以下)	%		
	歩道の巻込部及び横断歩道箇所の車道と接する部分			
	段差2cmを標準	cm		
	歩道のすりつけ部の縦断勾配5%以下(沿道の状況等により8%以下)	%		
	歩道と車道との明確な分離	適・否		
	必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に配置した敷設	有・無		

2 横断歩道

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
横断歩道	横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さ(分離帯で滞留させる場合は段差2cmを標準)	適・否	

3 横断歩道橋等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
横断歩道橋等	回り階段でないこと	適・否	
	階段、傾斜路及びその踊場における両側への手すりの設置	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	

第2号様式(その4) (第5条、第7条、第11条関係)

整備項目表(公園)

1 出入口

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
出入口(1以上)	幅員120cm以上	cm	
	すりつけ勾配8%以下	%	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	

2 改札口

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
改札口(1以上)	有効幅80cm以上	cm	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	

3 園路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
出入口に通ずる主たる園路	幅員120cm以上	cm	
	縦断勾配4%以下(地形の状況により8%以下)	%	
	3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合は、途中に150cmの水平部分の設置	適・否	
	横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平	適・否	
	粗面又は滑りにくい材料により仕上げてあり、かつ、平坦な表面	適・否	
	排水溝へのつえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無	
	縁石の切下げ部分 1 有効幅員120cm以上 2 縁石と園路面の段差2cm以下 3 すりつけ勾配8%以下	cm cm %	
	必要に応じて手すり設置	有・無	
	段の構造 1 手すりの設置 2 回り段を設けない構造 3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 4 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 5 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 6 上端に近接する園路及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	有・無 適・否 適・否 適・否 有・無 有・無	
	段に併設する傾斜路及びその踊場の構造 1 幅員120cm以上 2 縦断勾配8%以下 3 横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平 4 高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置 5 手すりの設置(高さ16cm超で勾配5%超の傾斜がある部分に限る。) 6 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 7 縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置 8 傾斜路の色と踊場及び園路等の色との識別 9 上端に近接する園路及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	cm % 適・否 cm 有・無 適・否 有・無 適・否 有・無 有・無	

4 便所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
便所（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	車いす使用者用便所の設置	有・無	
	車いす使用者用便所の構造 1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上 2 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸 3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造 4 滑りにくい材料による床面の仕上げ	便房 cm 便所 cm 適・否 適・否 適・否	
	洗面器の設置	有・無	
	洗面器の構造 1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置 2 両側への手すり又はこれに類するものの設置 3 操作が容易な水栓器具	有・無 有・無 有・無	
	便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無	
男子用小便器のある便所（1以上）	両側に手すりのある床置き式男子用小便器その他これに類する小便器の設置	有・無	

5 券売機

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
券売機（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ等	適・否	
	点字による表示	有・無	
	券売機の前方又は横方向に水平スペースを確保	有・無	

6 案内板等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
案内板等	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じて図、記号又は外国語による表示）	適・否	
	必要に応じた点字による表示	有・無	

7 駐車場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置	有・無	
	車いす使用者用駐車施設の構造 1 駐車場へ通ずる出入口に近接した場所への設置 2 幅350cm以上 3 車いす使用者用である旨の立看板等による見やすい方法による表示	適・否 cm 有・無	

<p>駐車場内の通路の構造</p>		
1 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ		適・否
2 段の構造		有・無
(1) 手すりの設置		適・否
(2) 回り段を設けない構造		適・否
(3) 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ		適・否
(4) 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造		有・無
(5) 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置		有・無
3 排水溝へのつえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ふたの設置		有・無
4 有効幅120cm以上		cm
5 高低差がある場合の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		有・無
<p>傾斜路の構造</p>		
1 幅員120cm以上（段併設の場合90cm以上）		cm
2 勾配8%以下（高低差が16cm以下の場合12.5%以下）		%
3 高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置		cm
4 手すりの設置（勾配8%超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配が5%超の傾斜がある部分に限る。）		有・無
5 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ		適・否
6 縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置		有・無
7 傾斜路の色と踊場及び通路等の色との識別		適・否

築上りまたは（その四）中「旨の」や「旨の立看板等による」は「 $1/12$ 」や「 8% 」は「 $1/8$ 」や「 12.5% 」は「 $1/4$ 」や「 4% 」は「 $1/4$ 」の手すりの設置」や「 4 」の手すりの設置（勾配 8% 超の傾斜がある部分又は高さ 16cm 超で勾配 5% 超の傾斜がある部分に限る。）」はなし。

築上りまたは中「移転」や「移転・用途の変更」は「 $1/4$ 」旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の延べ面積」や「施設面積」はなし。

築上りまたは築上りまたは又は築上りまたは中「旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の延べ面積」や「施設面積」はなし。

第九号様式（その一）から同様は（その四）までを次のように定める。

第9号様式(その1)(第12条関係)

改善計画項目表(建築物)

1 利用円滑化経路

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要	
利用円滑化経路	1 道等から利用居室等までの経路	有・無	有・無	年～年		
	2 車いす使用者用便房から利用居室等までの経路	有・無	有・無	年～年		
	3 車いす使用者用駐車場から利用居室等までの経路	有・無	有・無	年～年		
利用円滑化経路の構造	階段又は段の有無*	有・無	有・無	年～年		
	(有の場合)					
	傾斜路又は昇降機の併設	有・無	有・無	年～年		
	2,000㎡未満の建築物で上下階をつなぐ階段の設置(人的補助等の手段が講じられたものに限る。)	有・無	有・無	年～年		
	出入口の構造	有効幅80cm以上	cm	cm	年～年	
		(直接地上に通じる出入口は90cm以上)	cm	cm	年～年	
		戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否	適・否	年～年	
	廊下等の構造	有効幅120cm以上	cm	cm	年～年	
		末端付近と50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無	有・無	年～年	
		戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否	適・否	年～年	
傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造	有効幅120cm(階段に併設する場合90cm)以上	cm	cm	年～年		
	勾配1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下	1/	1/	年～年		
	高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	cm	年～年		
	縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	有・無	年～年		
昇降機の設置(用途面積2,000㎡以上の建築物(学校等、事務所及び工場並びに共同住宅等の共用	かごは、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	適・否	適・否	年～年		
	かご及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上	cm	cm	年～年		
	かごの奥行き135cm以上	cm	cm	年～年		
	乗降ロビーは高低差なし、有効幅及び奥行きそれぞれ150cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	有効幅 cm 奥行き cm	年～年		

部分を除く。))		かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無	有・無	年～ 年	
		かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	有・無	有・無	年～ 年	
		乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有・無	有・無	年～ 年	
		かごの床面積1.83㎡以上	㎡	㎡	年～ 年	
		かごは車いすの転回に支障がない構造	適・否	適・否	年～ 年	
		かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡の設置	有・無	有・無	年～ 年	
		かご内に、手すりの設置	有・無	有・無	年～ 年	
		多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機の設置（上記規定ほか） **	有・無	有・無	年～ 年	
		かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無	有・無	年～ 年	
		かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造	有・無	有・無	年～ 年	
	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無	有・無	年～ 年		
特殊な構造又は使用形態の昇降機の設置	エレベーター	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否	適・否	年～ 年	
		かごの床面積0.84㎡以上	㎡	㎡	年～ 年	
		車いす使用者がかご内で方向を変更する場合、かごの床面積を十分に確保	適・否	適・否	年～ 年	
	エスカレーター	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定するもの	適・否	適・否	年～ 年	
敷地内の通路 ***		幅員120cm以上	cm	cm	年～ 年	
		50m以内ごとに車いすが転回できる場所の設置	有・無	有・無	年～ 年	
		戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし	適・否	適・否	年～ 年	

			幅員120cm(段を併設する場合90cm)以上	cm	cm	年～年	
		傾斜路の構造	勾配1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下	1/	1/	年～年	
			高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	cm	年～年	
			縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	有・無	年～年	

注1 *印の整備基準については、階段にあっては学校等、事務所及び工場並びに共同住宅等の共用部分を除く。

2 **印の整備基準については、自動車車庫に設置するものを除く。

3 ***印の整備基準については、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。

2 廊下等

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
廊下等	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	階段又は傾斜路の上端に近接する部分(多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等の敷設(勾配1/20以下のもの、高さ16cm以下で勾配1/12以下のもの又は駐車施設に設けるものを除く。)*	有・無	有・無	年～年	

注 *印の整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分に設けられる廊下等を除く。

3 階段

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主たる階段	手すりの設置	有・無	有・無	年～年	
	主たる階段が回り階段でないこと	適・否	適・否	年～年	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造の段	適・否	適・否	年～年	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	有・無	年～年	
	上端に近接する踊場の部分への点状ブロック等の敷設(駐車施設に設けるもの又は連続した手すりを設けるものを除く。)*	有・無	有・無	年～年	

注 *印の整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分に設けられる階段を除く。

4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	手すりの設置(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分を除く。)	有・無	有・無	年～年	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	傾斜路の色と踊場及び廊下等の色が識別しやすい	適・否	適・否	年～年	

傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 (多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に点状ブロック等の敷設(勾配1/20以下のもの、高さ16cm以下のもので勾配1/12以下のもの、駐車施設に設けるもの又は連続した手すりを設けるものを除く。)*	有・無	有・無	年～ 年	
---	-----	-----	------	--

注 *印の整備基準については、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分に設けられる傾斜路を除く。

5 便所

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
便所(1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))	車いす使用者用便所の設置	有・無	有・無	年～ 年	
	車いす使用者用便所の構造				
	1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	便房 cm 便所 cm	年～ 年 年～ 年	
	2 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸	適・否	適・否	年～ 年	
	3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否 適・否	適・否 適・否	年～ 年 年～ 年	
	4 滑りにくい材料による床面の仕上げ				
	洗面器の設置	有・無	有・無	年～ 年	
	洗面器の構造				
	1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	有・無	年～ 年	
	2 両側への手すり又はこれに類するものの設置	有・無	有・無	年～ 年	
3 操作が容易な水栓器具	有・無	有・無	年～ 年		
便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無	有・無	年～ 年		
男子用小便器のある便所(1以上)	両側に手すりのある床置き式男子用小便器その他これに類する小便器の設置	有・無	有・無	年～ 年	
乳幼児用いす 乳幼児用ベッド (1以上男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)*	1 乳幼児を座らせることができる設備を設置した便房(1以上)	有・無	有・無	年～ 年	
	2 乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設置した便所(おむつ替えのできる設備が他に設置される場合を除く。)	有・無	有・無	年～ 年	
	3 便房及び便所の出入口に乳幼児用いす又は乳幼児用ベッドの設備が設置されている旨の表示	有・無	有・無	年～ 年	
オストメイト対応 (1以上男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)**	1 オストメイト対応の洗浄装置付汚物流し	有・無	有・無	年～ 年	
	2 給湯設備	有・無	有・無	年～ 年	
	3 衣服を掛けるための金具	有・無	有・無	年～ 年	
	4 その他オストメイト対応設備	有・無	有・無	年～ 年	
	5 オストメイト対応設備を設置している旨の表示	有・無	有・無	年～ 年	

注1 共同住宅等の共用部分以外の建築物について記入すること。

2 *印の整備基準については、用途面積2,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。)、劇場等、展示場、ホテル等、体育館、水泳場、ボウリング場その他のスポーツ施設の用に供する建築物並びに別表第二の二の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物について記入すること。

3 **印の整備基準については、用途面積10,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。)、劇場等、展示場、体育館、水泳場、ボウリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに別表第二の二の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物について記入すること。

6 浴室

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
浴室（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	脱衣場及び洗い場の出入口の構造	cm	cm	年～年	
	1 有効幅80cm以上				
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	適・否	年～年	
	3 車いす使用者が円滑に利用できる構造の戸	適・否	適・否	年～年	
	脱衣場、洗い場及び浴槽における手すり等の適切な配置	適・否	適・否	年～年	
	操作が容易な水栓器具（1以上）	有・無	有・無	年～年	
	滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	洗い場の床面から浴槽の上端までの高さ	適・否	適・否	年～年	

注 児童福祉施設等、公衆浴場及びホテル等の浴室について記入すること。

7 更衣室及びシャワー室

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
更衣室及びシャワー室（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	更衣室及びシャワー室の出入口の構造	cm	cm	年～年	
	1 有効幅80cm以上				
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	適・否	年～年	
	3 車いす使用者が円滑に利用できる構造の戸	適・否	適・否	年～年	
	車いす使用者用の更衣用区画及びシャワー用区画の設置	有・無	有・無	年～年	
	操作が容易な水栓器具	有・無	有・無	年～年	
	滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	

注 体育館、水泳場、ボウリング場その他のスポーツ施設について記入すること。

8 客室

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
客室（1以上）	出入口の構造	cm	cm	年～年	
	1 有効幅80cm以上				
	2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	適・否	年～年	
	3 車いす使用者が円滑に利用できる構造の戸	適・否	適・否	年～年	
	車いす使用者が利用できる便所の設置	有・無	有・無	年～年	
	車いす使用者の利用に配慮した浴室の設置	有・無	有・無	年～年	
	車いす使用者が円滑に利用できる室内の床面積の確保	適・否	適・否	年～年	

注 ホテル等について記入すること。

9 客席

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
客席（1以上）	車いす使用者用の席の設置(有効幅85cm以上、奥行き110cm以上)	有・無	有・無	年～年	
	車いす使用者用の席に至る通路の構造	cm	cm	年～年	
	1 有効幅120cm以上				
	2 高低差がある場合の傾斜路等の設置	有・無	有・無	年～年	

傾斜路の構造				
1 有効幅120cm以上（段併設の場合90cm以上）	cm	cm	年～ 年	
2 勾配1/12以下（高低差が16cm以下の場合1/8以下）	1/	1/	年～ 年	
3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～ 年	

注 集会場等、劇場等並びに体育館、水泳場及びボーリング場その他のスポーツ施設について記入すること。

10 改札口及びレジ通路

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
改札口及びレジ通路（1以上）	有効幅80cm以上	cm	cm	年～ 年	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	適・否	年～ 年	

注 集会場等、博物館等、百貨店等、公衆浴場、劇場等、展示場及び体育館等について記入すること。

11 カウンター及び記載台

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
カウンター及び記載台（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm	cm	年～ 年	
	車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	有・無	年～ 年	

12 公衆電話台

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
公衆電話台（1以上）	車いす使用者用公衆電話台の設置	有・無	有・無	年～ 年	
	公衆電話台に通ずる出入口の構造				
	1 有効幅80cm以上 2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	cm 適・否	cm 適・否	年～ 年 年～ 年	

注 複数の公衆電話台を設ける場合について記入すること。

13 案内板等

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
案内板等	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じて図、記号又は外国語による表示）	適・否	適・否	年～ 年	
	必要に応じた点字による表示	有・無	有・無	年～ 年	
	視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置	有・無	有・無	年～ 年	

14 駐車場

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置	有・無	有・無	年～年	
	車いす使用者用駐車施設の構造				
	1 利用居室等までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置 2 幅350cm以上 3 車いす使用者用である旨の立看板等による見やすい方法による表示	適・否 cm 有・無	適・否 cm 有・無	年～年 年～年 年～年	

注 共同住宅等の共用部分以外の建築物について記入すること。

15 敷地内の通路

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
敷地内の通路	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	段の構造				
	1 手すりの設置	有・無	有・無	年～年	
	2 回り段を設けない構造	適・否	適・否	年～年	
	3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	4 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	適・否	年～年	
	5 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	有・無	年～年	
排水溝へのつえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無	有・無	年～年		
傾斜路の構造					
1 手すりの設置（勾配1/12超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配1/20超の傾斜がある部分に限る。）	有・無	有・無	年～年		
2 傾斜路の色と通路等の色との識別	有・無	有・無	年～年		

16 視覚障害者利用円滑化経路

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
視覚障害者利用円滑化経路	案内設備を設置した場合の視覚障害者利用円滑化経路（駐車施設に設ける場合又は受付等から出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合を除く。）	有・無	有・無	年～年	
	視覚障害者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置	有・無	有・無	年～年	
	車路に近接する部分に点状ブロック等の敷設	有・無	有・無	年～年	
	段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設（勾配1/20以下の傾斜部分若しくは高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接するもの又は段若しくは傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。）	有・無	有・無	年～年	

注 学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分以外の用途について記入すること。

17 授乳場所

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
授乳場所	円滑に授乳及びおむつ替えができる場所の設置	有・無	有・無	年～ 年	
	授乳用のいす及び乳幼児用ベッド	有・無	有・無	年～ 年	
	出入口又はその付近に授乳場所の表示	有・無	有・無	年～ 年	

注 用途面積が5,000㎡以上の集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、百貨店等（卸売市場を除く。）、劇場等、展示場、体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の用に供する建築物並びに別表第二の二の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物について記入すること。

18 券売機

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
券売機（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ等	適・否	適・否	年～ 年	
	点字による表示	有・無	有・無	年～ 年	
	券売機の前方向又は横方向に水平スペースを確保	有・無	有・無	年～ 年	

注 別表第二の二の表に定める公共交通機関の施設に附属する建築物内に設けるものに限る。

第9号様式（その2）（第12条関係）

改善計画項目表（公共交通機関の施設）

1 改札口

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
改札口 (1以上)	有効幅80cm以上	cm	cm	年～年	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	適・否	年～年	
	線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせた敷設又は音声誘導装置の設置等	有・無	有・無	年～年	

2 通路等

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
通路等	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	段の構造				
	1 主たる階段が回り構造でないこと	適・否	適・否	年～年	
	2 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	3 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	適・否	年～年	
	4 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	有・無	年～年	
	5 高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	cm	年～年	
	6 両側への手すりの設置	有・無	有・無	年～年	
改札口から乗降場までの経路 (1以上)	7 上端に近接する通路等及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	有・無	有・無	年～年	
	有効幅140cm以上	cm	cm	年～年	
	高低差がある場合の傾斜路等又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	有・無	年～年	
	傾斜路の構造				
	1 有効幅120cm以上（段併設の場合90cm以上）	cm	cm	年～年	
	2 勾配1/12以下（高低差が16cm以下の場合1/8以下）	1/	1/	年～年	
	3 高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	cm	年～年	
	4 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	5 縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	有・無	年～年	
	6 両側への手すりの設置	有・無	有・無	年～年	
	7 傾斜路の色と踊場及び通路等の色との識別	適・否	適・否	年～年	
8 上端に近接する通路等及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	有・無	有・無	年～年		
9 出入口に接する部分の水平の確保	適・否	適・否	年～年		

	線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせた敷設又は音声誘導装置の設置等	有・無	有・無	年～ 年	
--	--	-----	-----	------	--

3 階段

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
階段	主たる階段が回り階段でないこと	適・否	適・否	年～ 年	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～ 年	
	識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	適・否	年～ 年	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	有・無	年～ 年	
	高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	cm	年～ 年	
	両側への手すりの設置	有・無	有・無	年～ 年	
	上端に近隣する通路等及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	有・無	有・無	年～ 年	

4 昇降機

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
エレベーター	エレベーターの設置	有・無	有・無	年～ 年	
	エレベーターの構造				
	1 かごは、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止	適・否	適・否	年～ 年	
	2 かご及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上	cm	cm	年～ 年	
	3 かごの奥行き135cm以上	cm	cm	年～ 年	
	4 乗降ロビーは高低差なし、有効幅及び奥行き150cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	有効幅 cm 奥行き cm	年～ 年 年～ 年	
	5 かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無	有・無	年～ 年	
	6 かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	有・無	有・無	年～ 年	
	7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有・無	有・無	年～ 年	
	8 かごの床面積1.83㎡以上	㎡	㎡	年～ 年	
	9 かごは車いすの転回に支障がない構造	適・否	適・否	年～ 年	
	10 かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡の設置	有・無	有・無	年～ 年	
	11 かご内に、手すりの設置	有・無	有・無	年～ 年	
	12 かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無	有・無	年～ 年	
13 かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造	有・無	有・無	年～ 年		
14 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無	有・無	年～ 年		

5 プラットホーム

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
プラットホーム	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいものであること（構造上の理由によりこの間隔が大きい場合は、旅客に対する警告設備を設置）	適・否	適・否	年～年	
	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面とのすき間・段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、円滑な乗降のための設備を1以上設置	適・否	適・否	年～年	
	排水のための横断勾配1/100を標準（ホームドア等が設置された場合を除く。）	1/	1/	年～年	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	視覚障害者の転落を防止するための設備の設置	適・否	適・否	年～年	
	プラットホームの線路側以外の端部にさくの設置（旅客が転落するおそれのない場合を除く。）	適・否	適・否	年～年	
	列車の接近を警告する設備の設置及び音声により警告する設備の設置（ホームドア等が設置されている場合を除く。）	適・否	適・否	年～年	
	旅客用乗降口が停止する位置の表示（この位置が一定しない場合を除く。）	適・否	適・否	年～年	

6 バスターミナルの乗降場

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
バスターミナルの乗降場	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	乗降場の端部のうち、自動車用場所に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の進入を防止する設備の設置	有・無	有・無	年～年	
	乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造	適・否	適・否	年～年	

7 旅客船ターミナルの乗降用設備

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
旅客船ターミナルの乗降用設備	有効幅90cm以上	cm	cm	年～年	
	手すりの設置	有・無	有・無	年～年	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	視覚障害者の水面への転落を防止するためのさく等の設置	有・無	有・無	年～年	

8 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋	有効幅90cm以上	cm	cm	年～年	
	勾配1/12以下	1/	1/	年～年	
	手すりの設置	有・無	有・無	年～年	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	

9 便所

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
便所（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	車いす使用者用便所の設置	有・無	有・無	年～年	
	車いす使用者用便所の構造				
	1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	便房 cm 便所 cm	年～年 年～年	
	2 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸	適・否	適・否	年～年	
	3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否	適・否	年～年	
	4 滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	洗面器の設置	有・無	有・無	年～年	
	洗面器の構造				
	1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	有・無	年～年	
	2 両側への手すり又はこれに類するものの設置	有・無	有・無	年～年	
3 操作が容易な水栓器具	有・無	有・無	年～年		
便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無	有・無	年～年		
男子用小便器のある便所(1以上)	両側に手すりのある床置き男子用小便器 その他これに類する小便器の設置	有・無	有・無	年～年	

10 カウンター及び記載台

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
カウンター及び記載台（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm	cm	年～年	
	車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	有・無	年～年	

11 公衆電話台

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
公衆電話台（1以上）	車いす使用者用公衆電話台の設置	有・無	有・無	年～年	

	公衆電話台に通ずる出入口の構造			年～ 年	
	1 有効幅80cm以上 2 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	cm 適・否	cm 適・否	年～ 年 年～ 年	

注 複数の公衆電話台を設ける場合について記入すること。

12 券売機

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
券売機（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ等	適・否	適・否	年～ 年	
	点字による表示	有・無	有・無	年～ 年	
	券売機の前方又は横方向に水平スペースを確保	有・無	有・無	年～ 年	

13 案内板等

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
案内板等	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じて図、記号又は外国語による表示）	適・否	適・否	年～ 年	
	必要に応じた点字による表示	有・無	有・無	年～ 年	
	視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置	有・無	有・無	年～ 年	

第9号様式（その3）（第12条関係）

改善計画項目表（道路）

1 歩道

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
歩道	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	排水溝へのつえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無	有・無	年～年	
	幅員200cm以上	cm	cm	年～年	
	セミフラット式（困難な場合を除く。）	有・無	有・無	年～年	
	歩道面は、車道面よりも5cm高	cm	cm	年～年	
	歩道に設ける縁石は、車道より15cm以上高	cm	cm	年～年	
	横断勾配2%を標準	%	%	年～年	
	縦断勾配5%以下（沿道の状況等により8%以下）	%	%	年～年	
	歩道の巻込部及び横断歩道箇所の車道と接する部分				
	段差2cmを標準	cm	cm	年～年	
	歩道のすりつけ部の縦断勾配5%以下（沿道の状況等により8%以下）	%	%	年～年	
	歩道と車道との明確な分離	適・否	適・否	年～年	
必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に配置した敷設	有・無	有・無	年～年		

2 横断歩道

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
横断歩道	横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さ（分離帯で滞留させる場合は段差2cmを標準）	適・否	適・否	年～年	

3 横断歩道橋等

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
横断歩道橋等	回り階段でないこと	適・否	適・否	年～年	
	階段、傾斜路及びその踊場における両側への手すりの設置	有・無	有・無	年～年	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	

第9号様式(その4) (第12条関係)

改善計画項目表(公園)

1 出入口

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
出入口(1以上)	幅員120cm以上	cm	cm	年～年	
	すりつけ勾配8%以下	%	%	年～年	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	

2 改札口

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
改札口(1以上)	有効幅80cm以上	cm	cm	年～年	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	適・否	年～年	

3 園路

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
出入口に通ずる主たる園路	幅員120cm以上	cm	cm	年～年	
	縦断勾配4%以下(地形の状況により8%以下)	%	%	年～年	
	3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合は、途中に150cmの水平部分の設置	適・否	適・否	年～年	
	横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平	適・否	適・否	年～年	
	粗面又は滑りにくい材料により仕上げてあり、かつ、平坦な表面	適・否	適・否	年～年	
	排水溝へのつえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無	有・無	年～年	
	縁石の切下げ部分 1 有効幅員120cm以上 2 縁石と園路面の段差2cm以下 3 すりつけ勾配8%以下	cm cm %	cm cm %	年～年 年～年 年～年	
	必要に応じて手すり設置	有・無	有・無	年～年	
	段の構造 1 手すりの設置 2 回り段を設けない構造 3 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 4 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 5 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 6 上端に近接する園路及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	有・無 適・否 適・否 適・否 有・無 有・無	有・無 適・否 適・否 適・否 有・無 有・無	年～年 年～年 年～年 年～年 年～年 年～年	
	段に併設する傾斜路及びその踊場の構造 1 幅員120cm以上 2 縦断勾配8%以下	cm %	cm %	年～年 年～年	

3	横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平	適・否	適・否	年～年	
4	高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	cm	年～年	
5	手すりの設置（高さ16cm超で勾配5%超の傾斜がある部分に限る。）	有・無	有・無	年～年	
6	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
7	縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	有・無	年～年	
8	傾斜路の色と踊場及び園路等の色との識別	適・否	適・否	年～年	
9	上端に近接する園路及び踊場の部分への点状ブロック等の敷設	有・無	有・無	年～年	

4 便所

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
便所（1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上））	車いす使用者用便所の設置	有・無	有・無	年～年	
	車いす使用者用便所の構造				
	1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上	便房 cm 便所 cm	便房 cm 便所 cm	年～年 年～年	
	2 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸	適・否	適・否	年～年	
	3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造	適・否	適・否	年～年	
	4 滑りにくい材料による床面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
洗面器の設置	洗面器の設置	有・無	有・無	年～年	
	洗面器の構造				
	1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	有・無	年～年	
	2 両側への手すり又はこれに類するものの設置	有・無	有・無	年～年	
男子用小便器のある便所(1以上)	3 操作が容易な水栓器具	有・無	有・無	年～年	
	便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無	有・無	年～年	
男子用小便器のある便所(1以上)	両側に手すりのある床置き式男子用小便器その他これに類する小便器の設置	有・無	有・無	年～年	

5 券売機

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
券売機（1以上）	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ等	適・否	適・否	年～年	
	点字による表示	有・無	有・無	年～年	
	券売機の前方向又は横方向に水平スペースを確保	有・無	有・無	年～年	

6 案内板等

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
案内板等	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じて図、記号又は外国語による表示）	適・否	適・否	年～年	
	必要に応じた点字による表示	有・無	有・無	年～年	

7 駐車場

整備計画箇所	整備計画項目	整備状況の報告状況	整備計画実施後の状況	改善予定時期	摘要
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置	有・無	有・無	年～年	
	車いす使用者用駐車施設の構造				
	1 駐車場へ通ずる出入口に近接した場所への設置	適・否	適・否	年～年	
	2 幅350cm以上	cm	cm	年～年	
	3 車いす使用者用である旨の立看板等の見やすい方法による表示	有・無	有・無	年～年	
	駐車場内の通路の構造				
	1 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	2 段の構造				
	(1) 手すりの設置	有・無	有・無	年～年	
	(2) 回り段を設けない構造	適・否	適・否	年～年	
	(3) 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年	
	(4) 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	適・否	年～年	
	(5) 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	有・無	年～年	
	3 排水溝へのつえ等の使用者の通行に支障のない構造の溝ぶたの設置	有・無	有・無	年～年	
	4 有効幅120cm以上	cm	cm	年～年	
	5 高低差がある場合の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	有・無	年～年	
	傾斜路の構造				
1 幅員120cm以上（段併設の場合90cm以上）	cm	cm	年～年		
2 勾配8%以下（高低差が16cm以下の場合12.5%以下）	%	%	年～年		
3 高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	cm	年～年		
4 手すりの設置（勾配8%超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配が5%超の傾斜がある部分に限る。）	有・無	有・無	年～年		
5 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	適・否	年～年		
6 縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	有・無	年～年		
7 傾斜路の色と踊場及び通路等の色との識別	適・否	適・否	年～年		

乗入れ乗降区(エレベータ)は「目的」や「目的の立看板等による」及び「1/12」や「8%」及び「1/8」や「12.5%」及び「1/」や「%」及び「4 手すりの設置」や「4 手すりの設置(勾配8%超の傾斜がある部分又は高さ16cm超で勾配5%超の傾斜がある部分に限る。)」に定める。

乗入れ乗降区は「移転」や「移転・用途の変更」及び「旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の延べ面積」や「施設面積」に定める。

施設

この施設は、平成十七年十一月一日に定められた。



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています